

## 韓国における金融統合法制定に向けての動向

徐 熙錫<sup>1</sup>

### 1 はじめに

IMF 救済金融以後、韓国の金融分野における構造改革の波は低くなる気配を見せない。1998年、五つの銀行の整理とともに始まった韓国版金融ビッグバン（1次ビッグバン）は、銀行の合併と金融持株会社を通じた金融機関の大型化（2次ビッグバン）に続き、2004年には、1次・2次ビッグバンにおいて公的資金を注入して国有化した金融会社の民営化（3次ビッグバン）が計画されており、2004年で政府主導による金融構造改革は事実上一段落することが予想される。

しかし、金融ビッグバンは、そこで終わらない。2003年8月、韓国政府（財政経済省）は、銀行法、証券取引法、保険業法など金融圏別に40個にのぼる金融関連法を、設立（参入・業務領域）、資産運用（健全性）、取引（業務行為）、倒産や構造改善（退出・組織変更）の4つの機能別に統合することなどを内容とする「金融法体制改編の推進方案」をマスコミに公開しているからである。

同推進方案は、イギリスの統合法（FSMA（2000））をモデルとし、オーストラリアの統合法（FSRA（2001））を参考に、韓国の現実を考慮した具体的妥当性のある法律を追究する、という方針を打ち出している。このプロジェクトのために、4つの国策または民間の研究機関が研究及び法律案の作成に関与することになっており、統合法案は、2005年に国会に提出され、2007年または2008年に施行することが計画されている。

以下、このような事情を踏まえ、今まで公開されている金融統合法制定のための問題意識や統合法の基本骨格になる主な内容を概略的に紹介することとする<sup>2</sup>。

### 2 金融統合法制定の推進背景と経緯

金融統合法制定の推進背景にある要素としては、「変化する金融環境に弾力的に対応することができる規制体系の構築」（積極的な要素）とともに、「現行の金融規制が持っている限界の克服」（消極的な要素）が挙げられている。

ここでまず、金融市場を取り巻く環境変化の例としては、金融市場での全体的な競争が増加するなか、銀行と証券の区別が曖昧になる（金融の証券化）、派生金融商品が登場し、商品別区分が曖昧になる（領域区分の曖昧さ）、情報通信技術の進歩により金融市場の営業環境が変化し、新しい商品の供給条件が整える（ITの進歩）、金融機関等が集団化する（金融企業の集団化）、多様な金融商品に対する需要が増大する（消費者の需要変化）といったことが挙げられる。このような金融環境の変化は、大雑把に言えば「金融市場の統合現象」とでもいえるようなものであり、これに弾力的に対応できる規制体系が求められているのである。

次に、現行金融規制の限界は、要するに「商品別・機関別規制」の限界といえる。例えば、有価証券の概念につき限定的列挙主義を採っている現行証券取引法の定義方式においては、新種商品の取扱いが弾力的にできない、といった限界があるというのである（規制上の商品定義方式の

<sup>1</sup> 金融庁金融研究研修センター専門研究員。

本稿の執筆に当たっては、韓国ソウル大学法学部の金建植教授に有益な御意見をいただいた。

なお、本稿は、筆者の個人的な見解であり、金融庁あるいは金融研究研修センターの公式見解ではない。

<sup>2</sup> ここで紹介する内容は、韓国政府やこのプロジェクトの研究機関から公開された内容を基本とするものであるが（なお、2004年6月に現地調査を実施した）、その公開内容はまだ確立された政策または法律案ではないことを改めてお断りしておきたい。

限界)。なお、実質的に同じ商品であっても(例えば、銀行の株価連動預金と証券会社の株価連動証券など)規制法律によってはその内容が異なりうる問題があり、これは金融市場の均衡ある競争及び成長を阻害する要因になりかねない(規制の衡平性)。さらに、同一の次元の規制措置が業種別に、法律、施行令、施行規則、監督規定または指針など、多様な水準の法規などに散在している規制体系上の混乱が指摘されている(規制の垂直的分散)。このような規制の混乱は、基本的に金融規制法が数十個の個別法律に分散されている現実(規制の水平的分散)に起因するものである。

このような現行金融規制の限界は、規制当局による規制内容の総合的な把握を困難にさせ、なお規制の体系的かつ一貫性のある改善の妨げにもなり、究極的には金融業者たちの規制遵守費用を増加させ、長期的には金融市場の発展を阻害する要因とつながる、というのである。

要するに、商品別・機関別規制と特徴づけられる現行金融規制が持っている限界を克服し、変化する金融環境に弾力的に対応できる規制体系を構築する、というのが金融統合法制定を推進する背景となっているのである。

このような背景下で推進されている金融統合法制定のプロジェクトにおいて、その方向性の端緒を提供したのは、財政経済省からの受託研究報告書である「金融市場の環境変化に沿った金融関係法律の体系整備に関する研究」(ソウル大学金融法センター、2002.12)である。この報告書は、金融改革立法を推進してきたいくつかの国(イギリス、オーストラリア、日本、香港、シンガポール)の動向を検討し、その上、イギリスの統合法(FSMA)<sup>3</sup>を基本モデルとし、オーストラリアの統合法(FSRA)<sup>4</sup>を参考に、韓国の特殊性を反映した「統合法の制定」という新しい金融規制立法の方向性を提示している。

この報告書の内容を参考に、財政経済省の主導下で、ソウル大学金融法センターを含む4つの研究機関が研究や法案作成を担当することが決まり、統合法制定のための公式的な作業が開始された(2003.3)。その後、各々の研究機関が、参入・業務領域規制、健全性規制、業務行為規制、退出・組織変更規制の機能別に研究領域を担当し、検討を進めてきている。現在の計画では、2005年に法律案を国会に提出することを目指している。

### 3 統合法制定の基本方向と立法形式<sup>5</sup>

統合法制定の基本方向は、対象になる40余りの法律<sup>6</sup>を1つの単一法律に(または4つの機能別法律に)統合するにあたって、既存の金融関係法で規定している事項をできる限りそのまま収容する(原則的現状維持)一方、至急改正や追加を要する事項については最小限の修正を加える(例外的修正)ということとなっている。現状維持の原則は、第一に、現行の監督機構の枠(財政経済省、金融監督委員会、金融監督院など)に対する影響を最小化する、第二に、金融市場の参加者たちに馴染みのある規制環境を維持することにより、規制費用の節減と金融市場への衝撃

<sup>3</sup> イギリスの場合、既存の銀行法(Banking Act)、保険会社法(Insurance Companies Act)、金融サービス法(Financial Services Act)などを全面的に撤廃し、「Financial Services and Market Act 2000」(略称「FSMA」)という単一統合法を制定した。FSMAは、健全性規制と業務行為規制の両者を単一化する内容となっている。

<sup>4</sup> オーストラリアの「Financial Services Reform Act 2001」(略称「FSRA」)は、銀行、証券、保険、派生商品など、すべての金融商品(financial products)における金融サービス提供者(financial services providers)の業務行為規制を単一化する内容となっている。

<sup>5</sup> 主として、「機能別分類方式による現行金融法律の再構成方案の研究」(ソウル大学金融法センター、2003.8)の記述による。

<sup>6</sup> 統合対象になる法律は次のとおり；1 銀行法、2 長期信用銀行法、3 証券取引法、4 先物取引法、5 保険業法、6 総合金融会社法、7 信託業法、8 証券投資信託業法、9 証券投資会社法、10 企業構造調整投資会社法、11 資産流動化法、12 住宅抵当債権流動化会社法、13 相互貯蓄銀行法、14 信用協同組合法、15 与信専門金融業法、16 貸付業の登録および金融利用者保護に関する法律、17 金融持株会社法、18 外国為替取引法、19 類似受信行為規制法、20 公社債登録法、21 担保付社債信託法、22 火災による災害補償と保険加入に関する法律、23 株式会社の外部監査に関する法律、24 金融実名取引および秘密保障に関する法律、25 信用情報の利用および保護に関する法律、26 金融産業の構造改善に関する法律、27 企業構造調整促進法、28 預金者保護法、29 金融監督機構の設置等に関する法律、30 韓国銀行法、31 韓国銀行通貨安定証券法、32 韓国造幣公社法、33 信用保証基金法、34 技術信用保証基金法、35 農林水産業者信用保証法、36 金融機関不実資産等の効率的処理および韓国資産管理公社の設立に関する法律、37 中小企業銀行法、38 韓国産業銀行法、39 勤労者の住居安定とまとまった金儲けの支援に関する法律、40 公認会計士法、41 農漁家のまとまった金儲け貯蓄に関する法律。

の緩和を図る、第三に、現行規制の変動幅を最小限にすることによって、立法作業の規模を適切な範囲内に維持する、といったことを狙うものである。

このように統合法の制定にあたっては現状維持を原則にしているが、一部の分野では画期的な制度改善を図っている。すなわち、新しい金融商品の定義において「包括主義」を導入することにより、今までの商品別・機関別規制を「機能別規制」へと転換する。これにより、経済的に同一の機能を遂行する金融商品に対してはその形態や概念上定義の差を問わず、同一の規制が可能になり、したがって現行規制方式下で発生する業務領域間の規制の不均衡や規制の空白を除去し、金融機関の業務領域についての不確実性を効果的に解消することが期待できるようになる。金融商品の定義における「包括主義」の導入以外には、取引相手方を専門家と非専門家に区分して、非専門家との取引に規制措置を集中することにより、規制資源の効率的な活用と、金融市場全体における規制緩和の効果の達成を狙うことも、重要な制度改善の一つとして打ち出されている。

このような基本方向下で統合法の制定が進められているわけであるが、次は具体的にどのような立法の形式をとるかが問題である。

統合法の立法形式としては、現在のところ、イギリスのような単一統合法の形式をモデルとして推進するが（単一統合法）機能別規制領域により4つの複数個別立法により統合することも可能である（複数統合法）というのが基本スタンスである。4つの機能別規制とは、既述したとおり、参入・業務領域規制、健全性規制、業務行為規制、退出・組織変更規制をいい、この基準により複数統合法を制定する場合の法律の名称（仮称）は、それぞれ「金融機関等の設立に関する法律」、「金融機関の資産運用及び監督に関する法律」、「金融取引に関する法律」、「金融機関等の退出及び構造改善に関する法律」とされている。

以下は「単一統合法」と「複数統合法」を基準とした場合における、各々の法律の構成モデルを表すものであるが、単一統合法にする場合も、4つの法律の内容を全て含む編別構成になるから、どちらの立法形式を採ろうが、内容の変化があるとはいえず、技術的な問題にすぎない。

<表3-1 単一統合法の構成モデル>

第1編	総則	第9編	清算決済機構
第2編	金融監督機構*	第10編	金融類似機関**
第3編	金融業者	第11編	公示等
第4編	主要金融業務従事者	第12編	金融実名取引、金融取引情報、信用情報などの保護
第5編	健全性規制		
第6編	金融取引の基本原則	第13編	金融業者の退出及び組織変更
第7編	金融取引の公正性	第14編	監督及び制裁
第8編	金融商品市場	第15編	紛争解決手続

(注)\*金融監督機構の責任根拠や規制の目的及び原則等の統合法への規定如何については、検討。

(注)\*\*郵便局（情報通信省）、不動産投資会社（建設交通省）、農協等共済など、本質上金融業務を営為している機関の統合法包含如何については、検討。

<表3-2 複数統合法の構成モデル>

「金融機関等の設立に関する法律」		「金融取引に関する法律」*	
第1編	総則	第6編	金融取引の基本原則
第3編	金融業者	第7編	金融取引の公正性
第4編	主要金融業務従事者	第11編	公示等
第8編	金融商品市場	第12編	金融実名取引、金融取引情報、信用情報などの保護
第9編	清算決済機構	第15編	紛争解決手続
「金融機関の資産運用及び監督に関する法律」		「金融機関等の退出及び構造改善に関する法律」	
第5編	健全性規制	第13編	金融業者の退出及び組織変更
		第14編	監督及び制裁は、各法に規定

(注)\*金融取引の私法上効果に関する内容は除外

## 4 機能別規制領域における基本的な考え方

以上、総論的な観点から統合法制定の推進背景などについて検討してきたが、次は、金融統合法の4つの機能別規制領域それぞれの基本的な考え方を整理する。もっとも、現在のところ、金融商品の定義方式を含む業務領域・参入規制を除いた他の領域は、具体的な政策方向がまだ示されていないこともあって、その問題意識だけを触れるに留める。

### (1) 金融商品・金融業務・金融業（参入・業務領域規制）<sup>7</sup>

統合法の志向する「機能別規制」の出発点は、同一の規制が適用される基本単位である同一の「金融商品」に対する法的概念の定立にある。次は、定立された金融商品概念を基礎として「規制対象となる金融商品と関連する行為（regulated financial activity）」つまり「金融業務」を定義し、さらに定義された金融業務の概念に基づき、各金融業務を遂行する組織単位である「金融業」の定義、そして1つの組織単位で遂行することができる金融業務の範囲についての立法方向が整理される必要がある。

まず、「金融商品」の概念と関連して、現行法については、各法律で預金・貸し出し、有価証券、先物、場外派生商品など、基本商品の概念が明示的に定義されていない点、商品の制限的列挙主義により金融商品の外延と内容が定められている点（とりわけ証券取引法上の有価証券）

概念的定義の抽象性の欠如により、類似機能の新商品の登場が法的定義の再定義がない限り不可能な点（先物、オプション、スワップなど個別派生商品）などがその現状として指摘されている。

このような現状認識の下、イギリスやアメリカなどの金融商品の定義につき検討した結果、金融商品の定義には、完全包括主義、制限的列挙主義、例示的列挙主義が添付された包括主義の三つの方式が混在していることが明らかになった。これをまとめると、以下のようになる。

<表4-1 三つの金融商品定義方式の比較>

区分	完全包括主義	制限的列挙主義	例示的列挙主義が添付された包括主義
抽象的概念の存在		×	
具体的対象の列挙	×		
外延の確定機構	裁判所	行政	行政（一次的役割） 裁判所（2次的役割）
長所	- 完全な市場自律 - 機能別規制	- 法的確実性	- 抽象的概念定立により完全包括主義の長所獲得
短所	- 法的不確実性	- 市場自律制限 - 機能別規制に限界	- 具体的対象の列挙により法的不確実性の縮小
歴史的背景	英米法伝統（判例中心）	大陸法伝統（成文法中心）	英米法の成文化
代表例	イギリスとアメリカの派生商品定義	韓国の有価証券定義	イギリスとアメリカの証券商品定義

これらの検討に基づき、金融商品定義方式の政策方向が決定されることになるが、現に制限的列挙主義から「例示的列挙主義が添付された包括主義」方式による商品定義への転換が有力に提示されている。これによると、経済的機能に基づいた抽象的概念を、預金・保険・有価証券などの基本商品の概念として提示するとともに、可能な限り具体的な対象を例示列挙することによ

<sup>7</sup> 主として、韓国開発研究院「金融統合法制定研究 - 金融商品、金融業務および金融業区分に関する経済学的検討」(2003.12)の記述による。

て法的不確実性を縮小することができるようになる。

以下はこのような政策方向に基づいて導出された、基本金融商品の分類体系（案）と、その分類に基づく基本商品の抽象的な概念（案）である。

<表 4 - 2 金融商品の分類体系（案）>

アメリカ	イギリス	韓国（案）	
預金	預金	預金	
与信	一般与信、支払保証、住宅抵当契約 (regulated mortgage contract)	与信	貸出 売買及び貸与のための信用
保険	保険	保険	生命保険、損害保険
証券 (security), 派生商品 (commodity for future delivery)	株式 (securities), 負債証券 (instruments creating or acknowledging indebtedness), 国債 (government and public securities), ワラント (instruments giving entitlement to investments), 預託証券 (certificates representing securities), 受益証券 (units in collective investment schemes), 先物 (futures), オプション (option), 差益授受契約 (contracts for differences)	有 価 証 券	株式、負債証券、国債、ワラント、預託証券、集合投資機構持分
		派 生 商 品	先物、オプション、差益授受契約

<表 4 - 3 基本商品の抽象的な概念（案）<sup>8</sup>>

基本商品	抽象的な概念	主要特性	
預金	同一の金額の金銭が、同金銭を支払った者に再び返還されることを前提として、貸出を主業務とする金融機関が営業資金を造成するために、不特定多数人から金銭を受け取る契約	集合性、元金保全性、非譲渡性、貸出目的性	
与信	貸出	同一の金額の金銭が、同金銭を受け取った者により再び返還されることを前提として、金融機関が金銭の所有権を顧客に移転することを約する契約	元金保全性、非譲渡性
	売買及び貸与のための信用	財貨と役務の売買及び貸与を前提とし、預金以外の方法で調達され、第三者により提供される金銭およびその他の給付を意味する金融商品	
保険	当事者一方が約定した金銭を支払う対価として、多数の契約者から受け取った保険料に基づき形成された基金を利用して、不確定な事故が起こった場合に、相手方が一定の金銭およびその他の給与を支給することを約する契約	集団性、基金性	
有価証券	事業に運用する目的で、多数人から資金の受取を可能にするものであって、譲渡が可能で、期待収益が資金を受け取り事業に活用する者の努力に依存して変動する契約	共同性または集団性、譲渡可能性、事業運用目的	
派生商品	期待収益が契約当事者の努力とは無関係で、特定事件の発生に連携され変動するものであって、多数人との同一契約を通じて資金を集め基金を形成する目的がない契約	偶発性リスクの取引	
その他金融商品	基本的にイギリス法規の定義を参照して定める		

<sup>8</sup> この抽象的な概念は経済的機能に根拠したものであるから、必ずしも法的概念に一致するものではないと考えられる（それぞれの「商品」の概念は、「取引」または「契約」の概念とも混同する側面がある）。



一方、韓国においては「金融業務」の定義が欠如したまま、銀行業・証券業・保険業など「金融業」の概念が提示されているから、各金融業の業務範囲の設計においてその論理的根拠が不明確との指摘がある。これは業法中心の金融規制体制（専業主義）と関係するものであって、専業主義（compartmentalism）は、法律に原則的に兼営を禁止する条項が存在する<sup>9</sup>ことによって実現される（「列挙主義（positive system）」方式による業務範囲規制）。

これに対し、アメリカやイギリスの場合は、韓国と異なり、基本規制対象が「金融業務」であり、業務範囲規制は、兼営の原則的許容と例外的禁止を特徴とする「包括主義（negative system）」方式による。なお、日本の場合は、典型的な専業主義として韓国の現行金融規制体制のモデルとなっていたが、最近、専業主義に機能別規制方式を加味した折衝的な規制方式を導入している。すなわち、証券取引法（1998）などの改正により、例えば、証券会社が追加業務を承認要請する場合、「内閣総理大臣は、その業務を営為することが公益に反すると認められるとき、または損失危険に対する管理が困難であって投資者保護に支障を招くと認められるときを除き、かかる業務の承認を拒否することができない<sup>10</sup>」旨が規定されるようになり、行政は明確な根拠がない限りこれを承認しなければならない法環境が設けられたのである。この規制方式を韓国では「開放された列挙主義」と命名している。

以上の規制体制を表にまとめると、以下のようになる。

<表 4 - 4 金融規制体制の比較>

区分	英米型	伝統的日本型 （韓国含む）	最近の日本型
基本規制対象	金融業務	金融業	金融業務 + 金融業
原則	機能別規制	機関別規制	機能別規制を加味した 機関別規制
業務範囲規制	包括主義	列挙主義	開放された列挙主義
法伝統	判例中心英米法	大陸法	大陸法 + 市場自律尊重

このような現状認識下で、現に政策の基本方向として、「金融業務」概念に基づいた規制体制を構築し、業務範囲規制は、「開放された列挙主義」の方式を肯定的に検討して現存業務範囲の制限を大幅に改善しつつ、なお透明な承認請求と審査の手続きを確立することが打ち出されている。これによると、金融商品と関連した経済的機能を基準とした「金融業務」及び「金融業」の種類や法的概念の定立が次の課題として求められるのである<sup>11</sup>。

## （２）その他（健全性規制など）

次は、参入規制以外の機能別規制領域、すなわち健全性や業務行為及び退出・組織変更の規制について、それぞれの問題意識を簡単に整理する。

まずは、健全性規制について<sup>12</sup>。

健全性規制に関する全般的な現況として、業種間における自己資本の規制方式、経営実態に対する評価項目の適正性、適期是正措置の内容と手続きなどを分析した結果、規制の機能別一貫性の欠如により、同質的な機能の金融業務についても業種別規制が相違するなど、健全性規制の体

<sup>9</sup> 例えば、銀行法 28 条 1 項、保険業法 11 条、証券取引法 51 条、間接投資資産運用業法 14 条など

<sup>10</sup> 日本証券取引法 34 条 5 項（「内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが公益に反すると認められるとき又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる」）。他に、「投資信託及び投資法人に関する法律」にも同じ趣旨の条項がある。

<sup>11</sup> 現に、預金受取業務、信用提供業務、有価証券引受業務、有価証券・派生商品仲介業務、有価証券・派生商品自己売買業務、保険契約の締結と履行業務、保険契約の仲介及び代理業務、資産運用業務、投資諮問業務、投資一任業務、資産保管及び管理業務などが「金融業務」の種類として議論されている。一方、「金融業」の種類または範囲と関連して、今後どの範囲まで「金融業」を認めるかは、現在の専業主義の枠の維持または修正（放棄）と係る政策上の問題であるといえ、今後の政府の対応が注目される（ただ、金融業の概念を維持すること自体が、現在の専業主義を当分の間大きくは変更しないという政府の意図を反映するものとの認識も可能である）。

<sup>12</sup> 主として、韓国金融研究院「金融会社資産運用制度改善方案」（2003.8）の記述による。

系的な整備がなされていない状況となっていることが分かった。そのような健全性規制において核心的要素は「資産運用規制」である（他に自己資本規制がある）。

現に資産運用の規制は、監督当局により投資可能な資産の種類を事前に制限する「列挙主義」方式となっている。この状況下では、適用基準の明確性により運用上の便宜と投資者保護などが図られる一方、金融及び資産運用の環境変化への対応が困難な側面があり、金融業の業務範囲規制と同じく、包括主義による補正が必要と診断されている。そのとき、資産運用の原則につき法律的根拠を設けることが求められるが、「健全性の確保」及び「投資者保護」以外に、「経済力の集中防止」、「公共利益の増進」なども含めるべきとの指摘もなされている。なお、資産運用規制の範囲と関連しては、子会社出資限度<sup>13</sup>、同一人と信限度など直接的な規制が不可避な項目もあれば、有価証券及び不動産投資限度など間接的な規制による代替も可能な項目もあるとされる。他に偏重と信規制に関連する、偏重と信の基準や信用提供の範囲及び概念、大規模企業集団に対する与信の規制、金融持株会社の信用提供限度規制などの問題も、資産運用規制と関連する課題である。

次に、金融取引（業務行為規制）について<sup>14</sup>。

金融取引と関連する現行金融法体制の問題点としては、証券取引と先物取引における規制の一貫性欠如、与信・受信取引の概念及び規制上の問題点、金融取引者保護のための統一的な規制の必要性、金融情報の守秘義務、金融取引情報や信用情報の保護などが指摘されている。以下、簡単に説明するが、証券取引と先物取引や与信・受信取引と関連する問題点は、金融商品の分類や抽象的概念について既に検討（ .1.参照）した問題意識とも関連するものであるため、ここでは省略する。

まず、金融取引者保護と関連しては、金融会社別業務行為に対する規制の一貫性欠如、投資勧誘行為及び勧誘者責任関連規定の未整備、派生商品取引における投資リスクの説明義務の不十分、金融会社及びその役員に対する損害賠償責任の追及が困難、金融消費者情報の公示の不十分などの問題点を、金融取引全体に横断的に適用できる法律を作ることによって解決することが期待されている<sup>15</sup>。

次に、金融情報の守秘義務、金融取引情報や信用情報の保護の問題は、「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」（1997、実名による金融取引の義務化及び金融機関従事者の金融取引情報等の守秘義務を規定）、「信用情報の利用及び保護に関する法律」（1995、金融取引など商取引における信用情報の利用及び保護等に関して規定）、「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律（2001）」（インターネット等の情報通信網における個人情報の収集・利用・提供等について規定）、「特定金融取引情報の報告及び利用等に関する法律」（2001、外国為替取引などの金融取引を利用したマネーロンダリング行為を規制するために必要な取引情報の報告及び利用等に関する事項を規定）など、制定目的は少しずつ異なるが関連する法律が散在することによって、法適用の重複や規制の複雑性などが実務上の課題として指摘されているところである。統合法は、これらの内容を統合調整する役割を果たすことが期待される。

他に、金融取引と関連しては、インターネット等通信の発達による通信と金融の融合現象を背景とした「電子金融取引」に対応する必要が指摘されてきているところである。この問題につき、韓国では既に「電子金融取引法」の制定に向けての準備が進められているところである<sup>16</sup>。もし、この法律が制定される場合には、同法律の統合法への統合についても議論されるだろうと予想される。

最後に、倒産及び構造改善（退出・組織変更規制）<sup>17</sup>について。

この分野においては、不実金融機関に対する措置、金融機関の倒産と関連する法条項の体系的整備、金融機関の合併・分割・分割合併・転換などに関連する事項につき、その現況と問題点及

<sup>13</sup> 子会社出資限度に対する規制と関連しては、銀行・保険会社のように出資限度規制がある業種がある一方、証券会社・総合金融会社にはかかる規制自体がない。

<sup>14</sup> 主として、韓国証券研究院「金融商品別金融取引制度の構築方案」（2003.8）の記述による。

<sup>15</sup> 日本の「金融商品の販売等の関する法律」（平成12）が、参考法律の一つとして検討されている。

<sup>16</sup> その詳細については、杉浦宣彦・徐熙錫「韓国における電子金融法制 韓国電子金融取引法（案）と日本法制への示唆」金融庁金融研究研修センターDP Vol. 7（2003.8）を参照。

<sup>17</sup> 主として、韓国開発研究院「金融機関の業務領域・参入、退出・構造改善分野に関する法体制の研究」（2003.8）の記述による。

び今後の課題などが指摘されている。

まず、不実金融機関に対する措置については、金融危機以来の金融構造改革を支えるための特別法である「金融産業の構造改善に関する法律」(1997)など、及び各金融業法などで、不実金融機関の整理手続及び早期是正措置の内容を規定しているのが現状である。これに対しては、特に金融危機以後制定された特別法と他の関連法との間の相衝の可能性、早期是正措置の導入趣旨及び適用基準が不明確な点などが問題点として指摘されている。

次に、金融機関の倒産と関連する法条項の体系的整備と関連しては、前述した不実金融機関に対する措置における問題点と同様、「金融産業の構造改善に関する法律」以外にも破産法などでも金融機関の倒産関連規定を含んでおり、金融機関倒産関連事項の体系的・有機的な規律が欠如していると指摘されている。この問題については、金融機関の倒産を一般破産制度の枠の中で処理するか、それともアメリカの Bankruptcy Act のようにその例外として処理するかの問題、倒産手続における金融取引の安全性保護の程度の問題、倒産処理における裁判所と金融監督機構間の体系的・効率的な役割分担の必要性、早期是正措置体系や一般的破産法体系及び金融機関監督体系等との関連性などを総合的に考慮して検討する必要がある、今後重要な 이슈の一つとして議論されることが予想される(なお、この問題は、現在論議中の「統合倒産法」の制定とも関連する)。

最後に、金融機関の合併・分割・分割合併・転換などについても、金融機関合併に関する「金融産業の構造改善に関する法律」の適用以外にも、一般企業の合併などに関する「商法」や「独禁法」などの適用が問題になる。この問題については、金融機関合併の特殊性を考慮して「金融統合法」で取扱うべき内容の基準と原則、及びこれに基づき利害当事者間の調整の優先順位に関する原則の樹立などを通じ、最終的な政策方案が提案される予定となっている。

## 5 おわりに

以上、統合法制定の推進背景など総論的に検討したうえで、現在まで議論されている基本的な考え方や問題は問題意識を中心に記述してきた。要するに、金融統合法の制定は、商品別・機関別規制と特徴づけられる現行金融規制が持っている限界を克服し、変化する金融環境に弾力的に対応できる規制体系を構築するため、銀行法、証券取引法、保険業法など金融圏別に40個にのぼる現行金融関連法を、1つの単一法律または参入・健全性・業務行為・退出といった機能別規制領域に係る法律に統合することを内容とするものである。統合法制定にあたっては、現状維持が原則とされているが、制限的に列挙されている現行金融商品の定義を、新種商品への対応が弾力的にできる「包括主義」へと転換することが積極的に検討され、また金融業務や金融業の範囲及び法的概念の再定立が進められている。

まだ統合法の具体的な内容まで提示されたとはいえない状況となっているが、その計画や基本的な考え方自体は、金融規制体制をめぐる数年前からの問題意識の共有や学問的な研究業績の蓄積、これを推進する政府の意志などを背景に、今まで問題とされてきた諸要素の再検討を踏まえたうえで新しい金融環境への対応を考慮した、野心的な取組であるといえよう。

しかし、このような金融統合法制定に向けての取組に対しては、慎重論も充分予想される。統合対象になる法律の数や検討すべき内容などを考えたとき、その作業は決して短い時間内に完了できる性質のものではなく、何より既存の金融慣行を変えることへの実務からの反発もありうるからである。

1990年代後半から始まった韓国版金融ビッグバンの最終的な志向点としての性格をも有する金融統合法プロジェクトが、これからどのような展開を見せるのか、韓国における金融規制体制のモデルとなってきた日本にとっても、その行方が注目されるところである。



## 参 考 文 献

### \* 主要韓国文献

ソウル大学金融法センター「金融市場の環境変化に沿った金融関係法律の体系整備に関する研究」  
(2002.12)

—————「機能別分類方式による現行金融法律の再構成方案の研究」(2003.8)

—————「金融法統合の展望と課題 法制化方案を中心に」(2004.5)

韓国開発研究院「金融機関の業務領域・参入、退出・構造改善分野に関する法体制の研究」(2003.8)

—————「金融統合法制定研究 - 金融商品、金融業務および金融業区分に関する経済学的  
検討」(2003.12)

韓国金融研究院「金融会社資産運用制度改善方案」(2003.8)

韓国証券研究院「金融商品別金融取引制度の構築方案」(2003.8)